#### 小郡市監査委員公表第16号

地方自治法第199条第14項の規定により、令和6年5月27日に小郡市長から、令和6年6月3日に小郡市農業委員会会長から、定期監査の結果に関する措置状況について通知を受けたので、同項の規定により次のとおり公表する。

令和6年7月30日

 小郡市監査委員
 髙 山
 晃

 小郡市監査委員
 後 藤 理 恵

## 定期監査の結果に関する措置状況

## 第1 監査結果と措置の件数

小監公表第5号 (令和5年2月8日付 長寿支援課)分

· · · · 1件

小監公表第9号 (令和6年3月11日付 農業委員会)分

··· 3件

措置の状況

#### 第2 講じた措置の内容以下のとおり

監査の結果

## 小監公表第5号 (令和5年2月8日付 長寿支援課)分

1. 契約事務について適正な事務処理を求める	
もの	
地域包括支援センター運営業務について、契	契約の相手方に、収支予算書に記載する委託料の
約の相手方から提出された収支予算書に記載	金額と業務委託料の金額が一致するよう指示を行
されている委託料の金額が、契約書に記載され	った。
ている業務委託料の金額と異なっていたが、そ	その結果、令和5年度については、収支予算書に
のまま受理していた。	記載されている委託料と業務委託料について確認
契約の適正な履行を確保するため、監督し、	を行い、契約の適正な履行を確保した。
契約の相手方に必要な指示をしなければなら	
ない。契約の相手方から提出された書類を確認	
し、必要な指示をするなど、適正な事務処理を	
行われたい。	

# 小監公表第9号 (令和6年3月11日付 農業委員会)分

監査の結果	措置の状況
1. ソフトライセンス料の契約及び支払事務に ついて適正な事務処理を求めるもの 農業委員会による情報収集等業務効率化支 援事業により導入したタブレット端末に係る MDM(モバイルデバイス管理)の契約につい て、以下の点が見られた。	
ア 契約締結について 利用期間の始期は令和5年4月1日となっ ているが、令和5年4月28日に契約締結して いた。 地方自治法第234条第5項の規定により、 契約書に記名押印しなければ、契約は確定しな い。適正な時期に契約締結を行われたい。	令和6年度の契約より4月1日に契約を締結し、 適正な事務処理を行った。
イ 支出負担行為として整理する時期について 契約締結時に支出負担行為をしておらず、支 出負担行為兼支出命令書により支出していた。 使用料及び賃借料で契約を締結する場合の 「支出負担行為として整理する時期」は「契約 締結をするとき」であり、支出負担行為兼支出 命令書による支出処理はできない。適正な事務 処理を行われたい。	令和6年度の契約より契約締結時に支出負担行 為を行い、適正な事務を行った。
ウ 支払遅延について 事務の失念により、契約で定められた期限までに代金を支払っていなかった。 予算執行者は、当該支出に係る支出命令書を 当該支払期日の7日前までに会計管理者に送 付しなければならない。定められた支払期限を 過ぎないよう事務処理を行われたい。	令和6年度より定められた期限までの支払いを 行い、適正な事務を行った。